

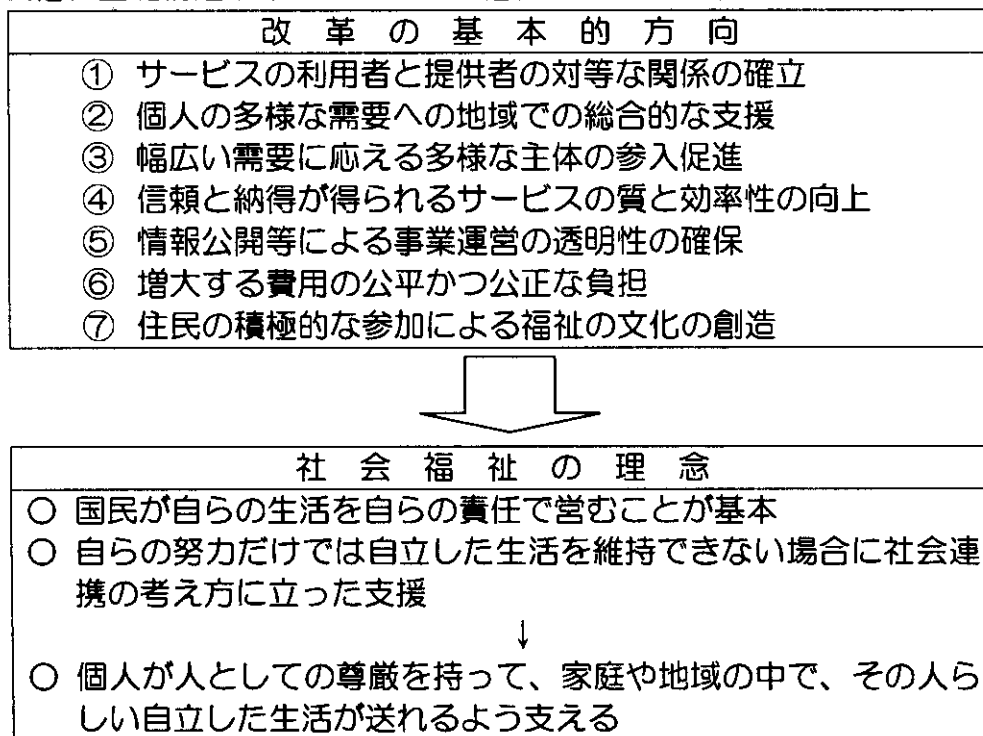
1. 福祉サービスにおける第三者評価事業に関するこれまでの経緯

(1) 社会福祉基礎構造改革における第三者評価事業

○福祉サービスの第三者評価事業は、平成9年、厚生省（当時）において検討が始まった社会福祉基礎構造改革において、その理念を具体化する仕組みの一つとして位置づけられている。

○社会福祉基礎構造改革は、社会環境の変化による国民の福祉需要の増大・多様化を背景として、戦後50年にわたる社会福祉事業法に基づいた社会福祉諸制度の共通的な基盤制度の見直しを図ろうとしたもので、その理念と基本的方向は次のようになっている。

【社会福祉基礎構造改革における社会福祉の理念と改革の基本的方向】



○福祉サービスにおける第三者評価事業は、社会福祉基礎構造改革の基本的方向 ④「信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上」のあり方に関する『社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）』（平成10年6月）での提言を受けて、具体的に検討が始められたものである。

○この『中間まとめ』では、サービスの質、効率性のあり方について、その担い手である従事者の重要性を指摘した上で、次のような提言が行われた。

- ◎サービスの提供過程、評価などサービスの内容に関する基準を設ける必要がある。これを踏まえ、施設、設備や人員配置などの外形的な基準については、質の低下を来たさないよう留意しつつ、弾力化を図る必要がある。
- ◎サービス内容の評価は、サービス提供者が自らの問題点を具体的に把握し、改善を図るための重要な手段となる。こうした評価は、利用者の意見も採り入れた形で客観的に行われることが重要であり、このため、専門的な第三者評価機関において行われることを推進する必要がある。

『社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）』（平成10年6月）

○厚生労働省ではこの提言を受けて、平成10年11月、厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会として「福祉サービスの質に関する検討会」（座長：江草安彦 社会福祉法人旭川荘理事長）を設置し、福祉サービスにおける第三者評価のあり方について、以後2年半にわたって検討を続けた。

○この検討会での検討結果は、平成13年3月、『福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書』としてとりまとめられ、同年5月にはその報告内容を受けた「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」が通知として発出されている。

(2) 第三者評価事業の法的な位置づけ

○平成 12 年 6 月に施行された社会福祉法第 78 条は、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として次のように規定している。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

○第 1 項では、社会福祉事業の経営者が第三者によるサービス評価を受けることは、「社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置」の一環であると位置付けられている。

○そのため、第三者評価事業の目的は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の援助であると解されるものである。

○具体的には、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることが第三者評価事業の目的となる。また、第三者評価結果が公表されることによって、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるものである。

(4) 個別分野における第三者評価事業の実施状況

○厚生労働省社会・援護局での取り組みと平行して、個別のサービス種別においても第三者評価事業が検討・実施されてきた。以下に主なものの概要を整理する。

①保育所・児童分野

○厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、平成 12 年 9 月、児童福祉施設等評価基準検討委員会を設置。「福祉サービスの質に関する検討会」での検討状況を踏まえながら、児童福祉施設における第三者評価事業について検討が進められてきた。

○検討の対象は、児童福祉法第 7 条に規定されている児童福祉施設のうち、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院におけるサービスとし、平成 14 年 3 月、『児童福祉施設に関する福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書』が取りまとめられ、それに基づいて「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準の指針

について（通知）」が厚生労働省雇用均等・児童家庭局から同年4月、発出されている。また、平成15年5月には「児童福祉施設（児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設）における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知）」が発出されている。

○現在、児童福祉施設を対象とする評価機関のひとつとして（社団）全国保育士養成協議会が第三者評価事業を実施しており、評価調査者の養成研修や評価決定委員会の設置を行っている。

②高齢者分野

i) 痴呆性高齢者グループホーム

○痴呆性高齢者グループホーム事業者は、平成13年度から、都道府県の定める基準に基づいてサービスの自己評価を行うことが義務付けられている。

○その客観性を高める狙いから、都道府県が選定した評価機関が実施するサービス評価（外部評価）を受け、その評価結果と自己評価結果を対比、考察した上で総括的な評価を行うことが平成14年度から義務付けられた。

○平成14年10月から、すべてのグループホームが少なくとも年1回は第三者評価を受けるものとされているが、体制整備に必要となる期間を考慮し、平成16年度末までの間は以下の経過措置が設けられている。

- ・管内に適当な評価機関がない都道府県の依頼を受けて「高齢者痴呆介護研究東京センター」が評価機関となる。
- ・平成16年度末までの間に少なくとも年1回、第三者評価を受ければ足りる。

ii) 介護サービス事業者の適切な選択に資する情報開示の標準化

○厚生労働省老健局においては、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日）において、介護サービス事業者の情報公開及び第三者評価の推進を政府として取り組むことが閣議決定されたことや「高齢者介護研究会報告」（平成15年6月26日）の指摘等を踏まえ、現在、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての判断に資する適切な情報を開示するための制度的な枠組み等に関する検討が進められている。

○平成15年度から調査研究に着手（「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」（シルバーサービス振興会）、平成16年度にはモデル事業が実施される予定である。

③障害者児分野

○平成 12 年6月、厚生労働省障害保健福祉部が『障害者・児施設のサービス共通評価基準』を各都道府県に通知、当面は自己評価基準としての普及を図っている。

○平成 13 年度、14 年度の2年次にわたり同基準の改定が行われた。当初は自己評価での活用が意図されていたが、障害関係施設での第三者評価にあたり、この評価基準を活用する評価機関もあらわれている。

(5)『福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書』（平成 13 年3月）以後の取り組み

○『福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書』（平成 13 年3月・福祉サービスの質に関する検討会）および、これを受けて厚生労働省が発出した「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」を踏まえて、平成 13 年度、14 年度には、（社福）全国社会福祉協議会によって事業推進のための取り組みが継続して行われてきた。

○また、社会福祉協議会を始めNPO法人等の団体や一部の地方自治体では、第三者評価事業の本格実施に向けて、評価基準の策定等を含めた個別の取り組みを推進している。

○ここでは（社福）全国社会福祉協議会による平成 13 年度以降の取り組みについてまとめおきたい。

①評価調査者養成研修の実施

○高い専門性が求められる第三者評価事業において、評価調査者の水準を確保することは事業の効果的な実施・推進にとって必要不可欠な要件となる。前出の報告書では、評価調査者の研修について、「共通研修」と評価機関が行う「独自研修」の2本立ての研修が必要であるという基本的な考え方を示している。

○「共通研修」は、第三者評価の理念、「福祉サービスの質に関する検討会」において策定した福祉サービス全般を対象とした評価基準など、厚生労働省が進める福祉サービスにおける第三者評価事業に共通する事項についての知識、技術等の修得を目的として行われる研修である。

○（社福）全国社会福祉協議会では、これらを踏まえて、全国の評価調査者を対象とした「評価調査者養成研修会」を平成 13 年度から継続して実施している。

○研修の主な内容は以下のとおりである。

- ・福祉サービスにおける第三者評価の理念と基本的な考え方
- ・関連分野における第三者評価制度
- ・福祉サービスの第三者評価の進め方（手法）
- ・第三者評価における評価調査者の役割・倫理
- ・第三者評価基準の解釈
- ・第三者評価とサービスの実施過程
- ・訪問調査の留意点
- ・評価結果の取り扱い

○また、同報告書に提言されている研修プログラムにおける実習として、評価機関による実地研修についての取り組みも行われた。実地研修は、実施体制が整っている評価機関を指定し、実際の第三者評価を行うものであり、13年度・17団体、14年度・6団体によって行われた。

②モニター事業の実施

○「福祉サービスの質に関する検討会」では、平成12年6月の『福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ』を公表後、評価基準や評価手法等について具体的な検討を重ねるために、同年8月から11月にかけて全国72の施設・事業所において（社福）全国社会福祉協議会が第三者評価事業のモデル事業を行っている。

○平成14年度には、第三者評価事業の推進・普及を意図して全国の事業所に受審の呼びかけを行い、42事業所に対し「モニター事業」として第三者評価を実施し、評価結果や受審事業所の感想・提言等についての分析・検討を重ねた。

2. 本研究事業の目的及び実施体制等

(1) 本研究事業の目的

○福祉サービス第三者評価事業は、平成 13 年に発出された「指針」をもとに各種団体や自治体等においてそれぞれの取り組みが進められてきたところである。一方、事業の均質性の確保といった観点から全国的に共通した第三者評価基準の策定に対する要請も寄せられるようになってきていた。

○また、同「指針」においては、第三者評価機関の認証について「第三者評価機関の活動実績を踏まえ、引き続き、検討する」とされるとともに、一部の地方公共団体において、すでに独自の認証を行う取り組みもはじまっていることからその対応が求められていた。

○あわせて、サービスの質の向上に向けた取り組みの支援という、第三者評価事業の目的を果たし得る第三者評価機関に関する要件についても、そのガイドラインが必要との指摘もなされてきたところである。

○このような状況のもと、本研究事業は厚生労働省が平成 15 年 3 月の社会・援護局関係主管課長会議において示した「福祉サービスにおける第三者評価事業の推進体制整備の考え方」に基づく基盤整備に向けた基礎的な研究を行うものと位置付け、以下の内容に関するガイドライン等を取りまとめることによって全国的に均質な評価レベルを確保するとともに、福祉サービス全体の質の向上を促進しようとするものである。

- ・各福祉サービスに共通の第三者評価基準の策定
- ・第三者評価事業にかかる都道府県レベルの推進組織のあり方
- ・第三者評価機関の認証要件
- ・その他（評価結果の公表について、評価調査者の研修体系等について）

(2) 実施体制等

①「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」

○第三者評価基準や第三者評価機関の認証要件等に関する研究を進めるにあたり、広く識者等から意見を徴することによって今日的な社会要請に適合した研究成果を得ることを目的として「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」を設置した。

第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会

委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

- 石井 哲夫(全国保育士養成協議会副会長)
◎江草 安彦(社会福祉法人旭川荘理事長)
小谷 直道(読売新聞特別編集委員)
酒井 宏之(産業能率大学経営開発本部教育・コンサルティング部主幹研究員)
坂巻 熙(淑徳大学教授)
島田 和夫(前東京都消費生活対策審議会会長/東京経済大学現代法学部長)
杉山 千佳(㈱セレーノ代表取締役)
関川 芳孝(大阪府立大学教授)
高岡 國士(全国社会福祉施設経営者協議会会長)
竹内 孝仁(日本医科大学教授)
新津ふみ子(NPO法人メイアイヘルプユー代表)
橋本 泰子(大正大学教授)
福田 敬(東京大学大学院助教授)
松尾 武昌(日本リハビリテーション協会副会長)
※◎：委員長

②「第三者評価基準研究部会」

○各種の第三者評価基準を収集し、現状を踏まえて福祉サービスに共通した第三者評価基準の策定等に関する研究を行うことを目的として前記研究会のなかに「第三者評価基準研究部会」を設置した。

(五十音順、敬称略)

- 部会長 福田 敬(東京大学大学院助教授)
内田千恵子(東京都介護福祉士会副会長)
緒方 泰子(千葉大学看護学部地域看護学講座保健学教育研究分野講師)
潮谷 有二(厚生労働省社会・援護局総務課社会福祉専門官)
竹内 孝仁(日本医科大学教授)
新津ふみ子(NPO法人メイアイヘルプユー代表)
野崎 吉康(全国社会福祉協議会企画部副部長)
橋本 泰子(大正大学教授)

③「認証ガイドライン研究部会」

○事業の本格実施に向けた取り組みが広がりをみせる一方で、第三者評価の考え方や手法等について必ずしも均質性が確保されていない状況であることから、第三者評価機関を認証する際のガイドラインの策定に向けた基本的な考え方等を整理することを目的として前記研究会のなかに「認証ガイドライン研究部会」を設置した。

○なお、本研究部会ではあわせて、評価結果等の公表についてもその基本的な枠組みについても基礎的な研究を行うこととした。

(五十音順、敬称略)

部会長 関川 芳孝 (大阪府立大学教授)
奥野 英子 (筑波大学助教授)
坂巻 熙 (淑徳大学教授)
潮谷 有二 (厚生労働省社会・援護局総務課社会福祉専門官)
中島 健一 (日本社会事業大学教授)
野崎 吉康 (全国社会福祉協議会企画部副部長)
東島 弘子 (月刊ケアマネジメント編集顧問)

④「評価調査者研修部会」

○第三者評価において重要な役割を担う評価調査者には高度な専門性が求められることから、評価調査者の研修体系のあり方について、全国レベル・都道府県レベルの役割分担を明確化し、具体的なカリキュラムを含めた検討を行うことを目的として前記研究会のなかに「評価調査者研究部会」を設置した。

(五十音順、敬称略)

部会長 橋本 泰子 (大正大学教授)
石井 哲夫 (全国保育士養成協議会副会長)
奥野 英子 (筑波大学助教授)
潮谷 有二 (厚生労働省社会・援護局総務課社会福祉専門官)
新津ふみ子 (NPO法人メイアイヘルプユー代表)
野崎 吉康 (全国社会福祉協議会企画部副部長)

第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会
開催状況

【第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会】

- 第1回 平成15年11月14日(月)
- 第2回 平成16年2月18日(水)
- 第3回 平成16年3月24日(水)

【第三者評価基準研究部会】

- 第1回 平成15年9月10日(水)
- 第2回 平成15年11月10日(月)
- 第3回 平成16年2月16日(月)

<第三者評価基準研究部会作業委員会>

- 第1回 平成15年10月2日(木)
- 第2回 平成15年10月20日(月)
- 第3回 平成16年3月8日(月)

【認証ガイドライン研究部会】

- 第1回 平成15年10月28日(火)
- 第2回 平成15年12月10日(水)
- 第3回 平成16年1月7日(水)
- 第4回 平成16年3月8日(月)

【評価調査者研修部会】

- 第1回 平成15年12月2日(火)
- 第2回 平成16年1月19日(月)
- 第3回 平成16年2月13日(金)